

## 【産業廃棄物受入基準の一部改正について】

平成31年4月1日より、御船産業廃棄物処分場の受入基準（有害性）の一部を改正しますので、ご理解、ご了承の程、お願い申し上げます。

改正項目は、下表の項目番号「26」ホウ素の受入基準で、30 mg/kg以下から8 mg/kg以下となり、燃えがら、無機汚泥、鉍さい、ばいじん、ガラス屑、ASR、SRに適用されます。

項目 番号	有 害 物 質	受 入 基 準	検 査 実 施 産 業 廃 棄 物					
			燃えがら	無機汚泥	鉍さい	ばいじん	ガラス屑	ASR S R
01	アルキル水銀化合物	検出されないこと	○	○	○	○	—	○
02	水銀又はその化合物	0.005 mg/kg以下	○	○	○	○	—	○
03	カドミウム又はその化合物	0.09 mg/kg以下	○	○	○	○	—	○
04	鉛又はその化合物	0.3 mg/kg以下	○	○	○	○	—	○
05	有機りん化合物	1.0 mg/kg以下	—	○	—	—	—	—
06	六価クロム化合物	1.5 mg/kg以下	○	○	○	○	—	○
07	ひ素又はその化合物	0.3 mg/kg以下	○	○	○	○	—	○
08	シアン化合物	1.0 mg/kg以下	—	○	—	—	—	○
09	PCB	0.003 mg/kg以下	○	○	—	○	—	○
10	トリクロロエチレン	0.1 mg/kg以下	—	○	—	—	—	○
11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/kg以下	—	○	—	—	—	○
12	ジクロロメタン	0.2 mg/kg以下	—	○	—	—	—	○
13	四塩化炭素	0.02 mg/kg以下	—	○	—	—	—	○
14	1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/kg以下	—	○	—	—	—	○
15	1, 1-ジクロロエチレン	1.0 mg/kg以下	—	○	—	—	—	○
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/kg以下	—	○	—	—	—	○
17	1, 1, 1-トリクロロエタン	3.0 mg/kg以下	—	○	—	—	—	○
18	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/kg以下	—	○	—	—	—	○
19	1, 3-ジクロロプロペン (D-D)	0.02 mg/kg以下	—	○	—	—	—	—
20	チウラム	0.06 mg/kg以下	—	○	—	—	—	—
21	シマジン (CAT)	0.03 mg/kg以下	—	○	—	—	—	—
22	チオベンカルブ (ベンチオカーブ)	0.2 mg/kg以下	—	○	—	—	—	—
23	ベンゼン	0.1 mg/kg以下	—	○	—	—	—	○
24	セレン又はその化合物	0.3 mg/kg以下	○	○	○	○	—	○
25	1, 4-ジオキサン	0.5 mg/kg以下	○※	○	—	○※	—	○
<b>26</b>	<b>ホウ素</b>	<b>8 mg/kg以下</b>	<b>○</b>	<b>○</b>	<b>○</b>	<b>○</b>	<b>○</b>	<b>○</b>
27	ダイオキシン類	3ng-TEQ/g 以下	○	—	—	○	—	—
28	総水銀	15mg/kg以下	○	○	○	○	—	○

- (備考)
- ダイオキシン類は含有量試験とし、全ての焼却施設に対して受入基準を適用する。
  - ガラス・コンクリート・陶磁器くずの溶出試験は、性状が粉体状の物に限り実施する。
  - 溶出試験は○印の項目について必要であるが、必要に応じて試験項目の追加をすることがある。  
また、公社指定7品種（燃えがら、汚泥、鉍さい、ばいじん、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、ASR、SR）以外の産業廃棄物についても溶出試験を実施することがある。
  - 検定方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第13号）」に基づいて実施すること。  
ダイオキシン類は、「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」（平成4年7月厚生省告示第192号）、ホウ素は、JISK0102 47.3による方法とする。
  - ※ 別途公社一般廃棄物受入取扱規程で定める「燃え殻又はばいじん」、「燃え殻又はばいじんを処分するために処理したもの」、「熔融スラグ等（熔融スラグ及び焼却残渣）」は、必要に応じて溶出試験を実施する。
  - 総水銀の検査は含有量の測定を行うものとし、測定方法は「低質調査方法について（平成24年8月8日付け環水大水第120725002号）」に準拠した方法によること。